

ダナン市人民委員会

3522 号/UBND-KGVX

一部の活動再開及び COVID-19 感染防止措置について

2021 年 6 月 8 日

宛先： 各局、委員会、協会、団体

ダナン市における中央機関

各県区人民委員会

「新型コロナ感染リスクの評価規定及び予防の行政措置」についての国家新型コロナ感染予防指導委員長が発出した 2021 年 5 月 31 日付決定第 2686/QD-BCDQG 号に 基づき、同時に市内の現在の新型コロナ感染状況及び 2021 年 6 月 8 日付の市新型コロナ感染予防指導委員会の会議結果に基づき、市人民委員長は以下に指導する。

1. 世界と国内での新型コロナ感染はまだ複雑化しており、予測不能な要素が多く起こる中で、市のこれまで得られたコロナ感染予防の成果を維持するために、各地域の各関連機関及び市ベトナム祖国戦線委員会、市の中央機関、各協会、団体、企業、組織、市民全員に引き続き責任を持ち警戒を強め、油断することなく、これまで効果的に実施されてきた感染防止措置を展開し続けるよう要請する。特に、市外からの来訪者に対する管理措置、工業団地・ハイテク工業団地・製造工場、営業所における予防措置を厳格に実施する。監督や違反処分を強化し、「コミュニティ中の COVID-19 予防支援グループ」の役割を促進し、定期的なコロナ検査計画を立てる。

2. 市民は引き続き不要不急な外出を自粛し、5K（マスク、消毒、距離、集まらない、医療申告）を厳密に実施し、接触時に最低 1 メートルの社会距離を保つよう要請する。

3. 2021 年 6 月 9 日 0 時以降、一時停止した次の活動・サービスの再開を許可する。

3.1. レストラン、販売店、飲食店の店内飲食サービスを許可する。店内飲食サービスを行う際、以下の条件を確保すること。

a) 客数は店内座席数の 50%を超えず、営業は 21 時までとする。

b) 「ショッピングモール、スーパー、市場、レストランにおける新型コロナ感染予防及び感染リスク評価のガイダンス」にかかる国家コロナ感染予防指導委員長発の 2020 年 5 月 28 日付の規定第 2225/QĐ-BCDQG 号に基づく感染予防案内を厳格に実施し、特に以下の措置に留意する。

-市人民委員会の計画に沿ってレストランや飲食店の経営者及び店員に対するコロナ検査を行う。

-管轄当局の COVID-19 予防対策に従いかつ厳格に実施する誓約書にサインする。

-レストランや飲食店に電子医療申告の活用や医療申告用の QR コードスキャンのデバイス使用を推奨する。

-レストランや飲食店の経営者、料理人、サービス提供の店員は以下を行う。

+毎日の医療申告を必ず行うこと。（可能であれば、客の電子申告用の QR コードを確認する）。勤務時間中、いつもスマートフォンの Bluezone 及び Bluetooth を稼働させる。

+料理や食品・食材を触る際、または客へのサービス提供時、必ずマスクと手袋を着用すること。

+客が店内に入る前、客の体温を計り、医療申告と手指消毒を求める。目立つ場所に感染予防にかか

る案内版を配置する。客が列に並ぶ場合は間隔距離を保つ印を設置する。

+席は最低1メートルの安全な間隔で配置する。(席を相互にずらして配置し、席間にはパーティションの設置を推奨する。)客が退席後、直ぐにテーブルと椅子の表面を清掃し消毒する。

+レストランや飲食店内の全ての窓やドアを開け、衛生面と換気を強化する。扇風機を使用し、個室及び冷房の使用を制限する。

-客として利用する際

+疲労や発熱、咳、喉の痛み、呼吸困難などいずれかの症状がある場合、又は自宅医療隔離されている場合、レストランや飲食店に行くことは禁止する。

+レストランに入店時、医療申告をしなければならない、又は医療申告のQRコードを提示する。常にスマートフォンのBluezone及びBluetoothを稼働させる。

+入店時、飲食する時以外は必ずマスクを着用しなければならない。規定に従って、周囲の客との最低限の距離を保ち、飲食する際は、出来るだけ会話を控える。

c) レストランや飲食店は、COVID-19 予防対策を厳格に実施しないお客さんに対して、サービス提供を拒否する。

3.2. 海水浴は以下を条件に再開を許可する：

a) 海水浴可能時間

- ・午前4時30分から7時30分まで
- ・午後16時30分から18時30分まで

b) 海水浴は指定のエリア限定とし、海水浴後は、海岸において大勢で集まることなく、海岸付近で遊ぶ、スポーツ、パーティなど行う事は禁止とし、速やかに立ち去ること。人と人は最低1メートルの間隔を取ること、水泳前後にマスクを着用すること。

c) 海水浴後の水シャワーや、海岸、海岸沿い公園及び歩道での各種サービスはまだ再開許可しない(バイクや手荷物預かり所は除く)。

3.3. 床屋及び美容室の営業は以下を条件に、再開を許可する。

a) 管轄当局のCOVID-19 予防対策に従い実施する誓約書にサインする。

b) 店長や美容師・理容師は毎日必ず医療申告すること。また、BluezoneアプリとBluetoothを常に稼働し、客と接する時に常にマスク着用すること。

c) サービスを提供する前に、客に医療申告を要請すること。

d) 店長や美容師・理容師は市人民委員会の計画の基に実施される、Covid-19 検査を受けること。

3.4. 屋外スポーツ(散歩、テニス等、人と接触しない屋外スポーツ、体操)は以下を条件に行うことができる。

a) 散歩及び休憩の時はマスクを着用し、人と最低1メートルの間隔を取ること。運動が終わったらすぐにその場所から離れ、大勢の人で集まらないこと。

b) 毎日医療申告し、BluezoneアプリとBluetoothを常に稼働すること。

4. 停止対象の活動(当公文書の項目3で記載されるもの以外)は新しい通知が出るまで引続き一時停止とする。

5. 実施機関の役割分担

- a) 各局、委員会、部署、各区県の人民委員会、機関、各団体の担当者が各団体の機能、権限、任務、管理範囲に基づいて、当公文書の項目 1, 2, 3, 4 の規定内容を直接指導し、実施、違反行為を監督・処理すること。
- b) 当公式文書項目 3 で示される COVID-19 感染防止措置の決定への違反に対する指導を市司法局に委任する。
- c) 保健局は地域関係組織、団体と協力し、当公文書項目 3 における、活動再開する人々への定期的なスクリーニング検査計画を策定すること。
- d) 情報通信局、各県区の人民委員会及び関連機関は、この公式文書の内容を広く告知すること。

この公文書受領後、各関係機関、組織、個人に対し、厳密にかつ早急に実施するよう要請する。

人民委員会委員長代理
副委員長
Le Quang Nam